

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

(1) 現状分析

平成 15 年の熊本県消費動向調査によると、熊本市で購買する人が 10%を超える市町村（第 1 次～第 3 次商圈）は、県内全 90 市町村中 55 市町村に及んでおり、超広域型商圈を形成している。なかでも中心市街地には、熊本県随一の百貨店や商店街の集積がみられ、熊本市の商圈形成に大きく寄与している。

しかし、中心市街地の商業（小売業）は、商店数、年間商品販売額、従業員数とも減少傾向にあるとともに、中心市街地内の 28 地点の通行量の合計値は、平日、休日とも減少傾向にある。

また、ここ 10 年あまりで熊本市及びその周辺において大規模商業施設が多数立地するなど、商業機能は郊外へシフトしてきた。

さらに平成 23 年春に九州新幹線鹿児島ルートが全線開業した場合、関西圏までが片道約 3 時間の日帰り圏内となるなど、都市間の時間的な距離が縮まり、従来の中心市街地への買い物客等が他都市へ流出することが危惧され、このまま推移すると、中心市街地の商業機能の低下が懸念されるため、商業の活性化を図ることが重要である。

旧基本計画の検証によると、平成 9 年度の上通アーケードの改修、平成 14 年の上通 A 地区及び手取本町地区の市街地再開発、平成 17 年の下通新天街アーケードの改修により上通・通町周辺の魅力が増したとともに、上乃裏通りにおける木造建物を改装した飲食店等の集積が注目され、面的な広がりでのにぎわいにつながっていることから、街独自の魅力が日常のにぎわいにつながっていると考えられる。よって、こうした事例等を踏まえたまちづくりが有効である。

一方、現状分析において、新市街や桜町周辺では、にぎわい等に一定の効果があった上通・通町周辺から離れていることで、市街地再開発等による効果が及ばなかった点や新市街自体の魅力の低下があげられていることから、今後、新市街や桜町周辺を重点的に整備することが重要な戦略である。

また、平成 15 年の市民アンケート調査によると、中心市街地商店街への来街者が、「今後、充実したいもの」としては、全体的には「駐車場」、「休める場所の確保」の割合が高いが、郊外型大規模商業施設の利用頻度が高いと考えられるファミリー層の中心となる 30 代・40 代は、男女とも「個性的な店、新しい店」を強く望んでおり、郊外店にはない店舗の集積を高めることにより、近年中心市街地で居住人口の面で増加傾向にあるファミリー層を中心市街地の客として呼び込める可能性があることを示している。こうしたニーズに即し、民間活力が活発に創出する魅力ある商業集積地の実現を図ることが重要である。

(2) 商業の活性化のための事業及び措置の必要性

中心市街地の現状を踏まえ、人々が活発に交流し、誰もが気軽に訪れ、城下町の魅力があふれるまちづくりを目指すという中心市街地の活性化のための基本方針を達成するために、「商業の活性化」として以下の施策を今回の中心市街地活性化基本計画に

位置づけるものである。

○目標1 「人々が活発に交流しにぎわうまち」

安全安心で快適な商業空間の創出を図るとともに、拠点となる商業機能の整備やオフィス機能の充実を図ることによって、来街者を増やすとともに、商店街独自の文化を活かし、人々が集い楽しめる場をつくることによって、商店街等の魅力を発信する。また、産学連携等によるまちづくりへの取り組みを推進する。

【記載事業】

- ・ 下通アーケード改修事業
- ・ (仮称) 市街地再開発等事業 (桜町地区)
- ・ (仮称) 花畑地区商業等基盤整備事業
- ・ 地域創造支援事業 中心市街地活性化推進事業
- ・ 中心市街地活性化に関する広報及び情報提供事業
- ・ 熊本都市圏総合調整推進事業
- ・ 安全安心まちづくり推進事業
- ・ 中心市街地活性化推進事業 (中心商店街等が連携したイベント等)
- ・ 安全・安心で美しい熊本づくり事業
- ・ 産業支援サービス業等立地促進事業
- ・ 企業立地促進事業

(3) フォローアップの考え方

中心市街地活性化基本計画に位置づけられた施策については、進捗調査を毎年実施し、中心市街地活性化協議会と十分な協議を行いながら、状況に応じて事業等の見直しや改善を図るものである。

また、計画期間満了時点において最終的な進捗管理を行い、長期的な展望にたつて、中心市街地活性化の推進を図っていくものとする。

ストリート・アート・プレックス



光のページェント



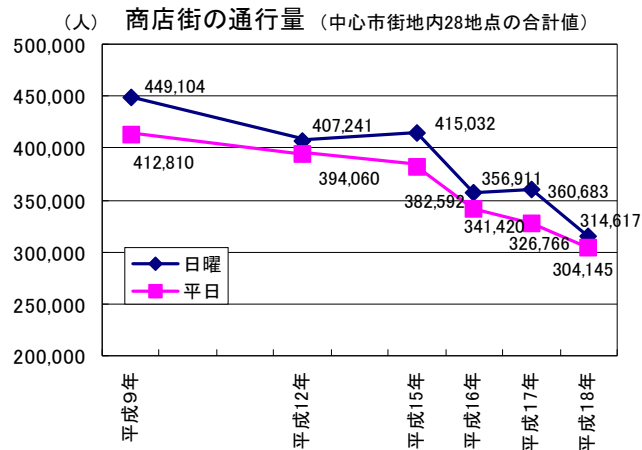
[2] 具体的事業の内容

(1)法に定める特別の措置に関連する事業等

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：下通アーケード改修事業 実施場所：下通二、三、四番街アーケード 事業概要： アーケードの改修、カラー舗装の整備、防犯カメラ等の設置及び関連ソフト事業 実施時期：平成20年度	下通二番街商店街振興組合、下通三番街商店街振興組合、下通四番街商店街振興組合	当事業によって、誰もが安全・安心で快適に歩くことができる歩行空間をつくり、商店街の魅力の向上、来街者の利便の促進を図る事業であって、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○措置の内容 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定 ○実施時期 平成20年度	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金を活用（経済産業省）

●当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取り組みにもたらす影響（当該商店街等及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者数の現況等）

- 中心市街地の歩行者通行量は全体的に減少傾向となっているが、下通商店街においては、「ダイエー・櫻井總本店前」、「いけおビル前」とともに減少傾向が続いており、対前回比の平均値でも、新市街とともに減少傾向が強いといえる。
- 当該商店街は、南はサンロード新市街を介して市電辛島町電停や熊本交通センターに、また北は通町筋から上通商店街につながっており、西日本最大級のアーケードとして日々人々が行きかう回廊の中心的役割を果たしている。よって、当該地域の環境を整備し、事業に取り組むことで、来街者の回遊性を高めることは中心市街地全体の活性化に寄与するものである。



中心市街地商店街の主要5地点の歩行者通行量(平日、日曜の平均値)

町名(通名)	調査地点	平成9年度	平成12年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	対前回比の平均値
新市街	ロッテリア新市街店前	27,890	23,732	23,589	20,729	19,571	18,410	
	対前回比		85.1%	99.4%	87.9%	94.4%	94.1%	92.2%
下通	いけおビル前	36,795	35,509	32,341	26,714	26,573	24,585	
	対前回比		96.5%	91.1%	82.6%	99.5%	92.5%	92.4%
下通	ダイエー・櫻井總本店前	49,658	49,555	48,576	43,681	41,353	32,011	
	対前回比		99.8%	98.0%	89.9%	94.7%	77.4%	92.0%
上通	びぶれす熊日会館前	37,113	35,923	36,831	35,963	36,691	32,634	
	対前回比		96.8%	102.5%	97.6%	102.0%	88.9%	97.6%
上通	大橋時計店前	20,695	20,611	22,555	19,027	18,648	16,616	
	対前回比		99.6%	109.4%	84.4%	98.0%	89.1%	96.1%

- 個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力にどのように結びつき、また逆に、商店街の特性や共同事業の成否が構成店舗の活力の向上にどのように結びついているのか、「個々の取組」と「共同的な取組」との連動内容
- ・平成15年の市民アンケート調査によると、中心商店街に今後求めるものとして、10代から40代までの幅広い層で、「個性的な店、新しい店」が一番多い回答となっており、こうした魅力ある個店の集積が、来街者の来街動機につながり、にぎわい創出につながると考えられる。一方、こうした民間活力が集積するためには、出店動機につながるような魅力ある商店街環境の形成が重要な要素であることから、個々の魅力の向上と共同の取り組みによる全体的な魅力の向上はお互いに連動していると考えられる。
- ・このような現況の下、平成16年12月に下通アーケード街を含めた熊本市中心商店街等連合協議会（六商協）が結成され、中心商店街で上通、下通、新市街、中央繁栄会等がゆかた祭りや銀杏祭などの共同イベントを開催し、来街者が長時間中心市街地に滞在し、中心市街地のにぎわいを呼び戻す取り組みを行っている。
- ・また、熊本大学まちなか工房等とも連携し、定期的に行うまちづくりに関する勉強会等を行い、産学連携によるまちづくりを推進している。

●当該中小小売商業高度化事業が影響を与える空き店舗数・率の現況

- ・当該商店街は、これまで非常に低い空き店舗率を維持しているが、平成18年調査によれば、一部の商店街で空き店舗が増えている。当該事業を含む基盤整備やそれを活かしたソフト事業等により、空き店舗の改善が見込まれる。

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	空き店舗数
熊本市下通二番街商店街振興組合	0.0%	0.0%	3.3%	0.0%	0
熊本市下通三番街商店街振興組合	0.0%	0.0%	3.3%	13.8%	4
熊本市下通四番街商店街振興組合	7.7%	0.0%	0.0%	3.7%	1

(資料) 熊本市「空き店舗調査」

●文教施設、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

桜町地区や花畑地区の再開発関連事業等の事業との相乗効果により、「人々が活発に交流しにぎわうまち」という目標を目指すことから、まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であると考えられる。

(2)①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：下通アーケード改修事業 実施場所：下通二、三、四番街アーケード 事業概要： アーケードの改修、カラー舗装の整備、防犯カメラ等の設置及び関連ソフト事業 実施時期：平成20年度	下通二番街商店街振興組合、 下通三番街商店街振興組合、 下通四番街商店街振興組合	誰もが安全・安心で快適に歩くことができる歩行空間をつくり、商店街の魅力の向上を図ることを目的とした事業であり、「人々が活発に交流しにぎわうまちづくり」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金 ○実施時期 平成20年度	

<p>事業名：(仮称)市街地再開発等事業(桜町地区) 【再掲 p73 に記載】</p> <p>実施場所：</p> <p>事業概要：</p> <p>実施時期：</p>			<p>○支援措置名 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>○実施時期 平成 23 年度までに着手</p>	
<p>事業名：(仮称)花畑地区商業等基盤整備事業</p> <p>実施場所：熊本市花畑町</p> <p>事業概要： 商業、公共ホール、会議室等を有する市産業文化会館及び隣接施設(オフィスビル、コインパーキング)について、複合機能を持つ広域交流拠点施設として一体的に整備する事業 地区面積 約 0.9ha</p> <p>実施時期：平成 19 年度～平成 22 年度</p>	<p>地権者関係者の協議により決定</p>	<p>中心市街地の核としての機能を備え、にぎわい空間創出等都市の再生を促進する事業であって、「人々が交流しにぎわうまち」という目標に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>○支援措置名 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>○実施時期 平成 22 年度までに着手</p>	
<p>事業名：地域創造支援事業 中心市街地活性化推進事業</p> <p>実施場所：中心市街地</p> <p>事業概要： ジャズ、舞踏等によるまちの魅力づくりを行うストリート・アート・プレックスや電飾で街を彩る光のページェント等を行う。</p> <p>実施時期：平成 17 年度～平成 23 年度</p>	<p>熊本商工会議所他</p>	<p>まちの文化、芸術の発信等を行うことによって中心市街地の活性化を図る事業であり、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>○支援措置名 まちづくり交付金</p> <p>○実施時期 平成 19 年度</p>	
<p>事業名：中心市街地活性化に関する広報及び情報提供事業</p> <p>実施場所：中心市街地</p> <p>事業概要： 中心市街地の活性化に関する事業について、事業内容や活動記録を取材・放映等を行い、県内外情報発信を行う。</p> <p>実施時期：平成 19 年度</p>	<p>熊本朝日放送(株)</p>	<p>中心市街地のまちづくり等に関する情報を放映すること等を通じて、まちづくり活動の市民への周知等を図るものであって、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>	<p>○支援措置名 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>○平成 19 年度</p>	

事業名：安全・安心で美しい熊本づくり事業	熊本市	平成19年7月からポイ捨て及び歩行喫煙禁止区域指定条例を施行し、歩行喫煙の禁止を行い、アーケード内の安全で快適な空間を確保する事業であって、「人々が活発に交流しにぎわうまちづくり」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業) ○実施時期 平成20年度～平成23年	なお、平成19年度は、熊本県地域振興総合補助金を活用
実施場所：中心市街地				
事業概要： 地域住民、企業、行政が一体となってアーケード内における歩行喫煙を禁止し、安全で快適な商業空間の創出を図る。				
実施時期：平成19年度～				

(2)②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業特になし。

(3)中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業特になし。

(4)国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
事業名：熊本都市圏総合調整推進事業 実施場所：熊本都市圏 事業概要： 熊本の拠点性を高めるため、業務機能の集積を目的として県内外の企業等を対象に、事業環境として熊本の良さについて情報を発信するホームページを構築するなどの事業を行う。 実施時期：平成18年度～	熊本県、熊本市	企業がオフィス立地を検討する際に必要となる生活環境、事業環境などの情報を提供するホームページの構築、パンフレットの作成を行い、中心市街地への業務機能の集積を図ることを目指しており、中心市街地の活性化に必要である。		
事業名：安全安心まちづくり推進事業 実施場所：通町・桜町周辺地区 事業概要：市、市民、事業者及び警察その他関係行政機関との連携及び協働により、繁華街等における違法行為の防止に資するパトロール、広報啓発活動等を行う。 実施時期：平成18年度～	熊本市	平成18年6月に制定した「犯罪を防止し安全で安心なまち熊本市をつくる条例」(平成18年10月1日施行)に基づき、安全安心なまちづくりを推進することによって、健全で魅力ある繁華街等の形成に資し、「人々が活発に交流しにぎわうまちづくり」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。		

<p>事業名：中心市街地活性化推進事業（中心商店街等が連携したイベント等）</p>	<p>中心商店街等連合協議会、城下町大にぎわい市実行委員会、熊本城下のまちづくり協議会、桜町地区会議、「熊本城400年と熊本ルネッサンス」県民運動本部</p>	<p>季節ごとに事業者、商店街等が連携して、中心市街地の魅力向上につながるイベントを実施するものであって、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>実施場所：通町・桜町周辺地区</p>				
<p>事業概要： 春：さくら祭 夏：城下町くまもとゆかた祭 秋：城下町くまもと銀杏祭・はしご酒大会・大にぎわい市・みずあかり など</p>				
<p>実施時期：平成16年度～</p>				
<p>事業名：産業支援サービス業等立地促進事業</p>	<p>熊本県</p>	<p>産業支援サービス関連企業の立地への支援措置を講じるものであって、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>実施場所：中心市街地</p>				
<p>事業概要：産業サービス関連企業の立地を促進するため、進出企業に対して支援措置を講じるもの。</p>				
<p>実施時期：平成18年度～</p>				
<p>事業名：企業立地促進事業</p>	<p>熊本市</p>	<p>空きオフィス等への事業所の新設、増設への支援措置を講じるものであって、「人々が活発に交流しにぎわうまち」に寄与する事業であることから、中心市街地の活性化に必要である。</p>		
<p>実施場所：中心市街地</p>				
<p>事業概要： 中心市街地へのオフィス等の誘致を促進するための支援措置を講じるもの。</p>				
<p>実施時期：平成11年度～</p>				